

第2編

就学に関する事前の相談・支援、
就学先決定、就学先変更の
モデルプロセス

第2編

就学に関する事前の相談・支援・就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方 「障害のある子供の教育支援の手引」15 ページ

平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障害のある子供の障害の状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子供一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みへと改められた。特に、その際、子供一人一人の障害の状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整理することがまずは重要である。そして、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、市区町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には市町村教育委員会が決定することとなる。こうした一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる者全てが十分に理解することがとりわけ重要であり、基本である。

第2章 就学に向けた様々な事前準備を支援するための活動

「障害のある子供の教育支援の手引」15 ページ～25 ページ

1 就学に向けた様々な事前の相談・支援とは

(1) 就学に関する事前の相談・支援の目的と内容

法令に基づいて本格的な就学手続きが開始される以前の適切な時期に、就学に関する説明や相談、学校見学、体験入学など、本人及び保護者を対象とした就学に向けた様々な準備を支援する活動を、早期の段階から時間的余裕をもって、計画的に実施していくことが、その後の就学に関する手続きについて十分理解を深め、適切で円滑な就学先の決定を行う上で、極めて重要である。

なお、市町村教育委員会が行う就学に関する事前の相談・支援には、次のような機会が含まれる。

- ・就学に関する啓発資料の配布等を通じた情報提供
- ・就学説明会の実施
- ・就学に関する事前の教育相談、学校見学、体験入学などの実施

これらの機会を通じて、本人及び保護者が就学に関する事前の相談・支援の流れや今後の予定について具体的なイメージをもてるようにすることのほか、早い段階から教育委員会や学校が本人及び保護者と積極的なコミュニケーションを図ることで、双方の信頼関係を構築していくことが必要である。

(2) 就学に関する事前の相談・支援の実施に当たっての留意点

就学に関する事前の相談・支援の実施に当たっては、以下の点に特に留意すべきである。

- ① 就学に関する事前の相談・支援として、様々な活動が早い時期から用意され、提供されることを本人及び保護者に対して事前に周知すること。
- ② 就学先となる学校や学びの場の検討に当たっては、子供一人一人の教育的ニーズが最も重要であることについて、保護者の理解が深まるよう、丁寧な説明を心がけ、子供の健康、学習、発達、成長という観点を最優先する立場で就学先決定の話し合いに臨むことができること。
- ③ 本人及び保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、保護者が安心して相談に臨むことができるようにすること。
- ④ 本人や保護者が、正確な情報を得て理解した上で就学に関する事前の相談・支援の活動に臨むことができるよう、適時・適切な情報提供、きめ細かい配慮と工夫に努めること。
- ⑤ 就学に関する事前の相談・支援で保護者との関係を構築し、保護者との共通理解を図ること。
- ⑥ 就学先となる学校や学びの場は固定的なものではなく、実際の就学先決定後も障害の状態等を踏まえ、転学や学びの場の変更が可能であり、柔軟なものであることを分かりやすく伝えること。

愛知県教育委員会及び市町村教育委員会は、域内の小中学校等や特別支援学校の教職員に対して、障害の状態等を踏まえ、柔軟に転学や学びの場の変更ができることについて周知を図り、理解を促すことが重要である。

2 就学に関する事前の相談・支援として行われる様々な活動

(1) 啓発資料の作成と活用

学校の設置者である教育委員会は、障害のある子供のために、どのような就学先となる学校や学びの場が用意されているのか、就学までにはどのようなことをしなければならないのか、子供の教育について相談したいときにはどうしたらよいのかなど、保護者が初めに知りたい情報をパンフレットなどに分かりやすく整理し、理解・啓発に努めることが必要である。その際、就学についての必要な情報に手軽にアクセスできることが重要である。そこで、教育委員会は、分かりやすい就学に関する啓発資料の作成と情報発信の工夫に努める必要がある。

なお、愛知県教育委員会特別支援教育課Webページには、以下のものがある。

- ・ 特別支援教育啓発リーフレット『一人一人が輝くために』
- ・ 早期支援用サポートブック『心をつなぐアイ・ブッカー改訂版一』
- ・ 教育支援リーフレット『自分らしい生き方の実現に向けて』
- ・ 特別な支援を必要とする中学生の進路指導リーフレット『未来の扉を開こう』等

(2) 就学説明会の実施

市町村教育委員会は、就学説明会の実施を通じて、今後行われる様々な就学に関する事前の相談・支援の活動を紹介し、今後の活動に対して、本人及び保護者の積極的な参画を促していくことが重要である。情報提供に当たっては、本人及び保護者の関心が特に高い今後の就学の流れ、学校やそこでの学びの場の紹介、教育相談の窓口等の説明を含むことが重要である。

また、就学説明会においては、教育委員会や学校から情報提供をするだけでなく、様々な教育相談に個別に応じる場を設け、保護者の疑問に答えたり、悩みを聞いたりするとともに、継続的なコミュニケーションを図ることにより、今後の円滑な就学先の検討に資することができる。

(3) 障害のある子供の早期発見と早期支援

市町村教育委員会は、早期から支援を行っている機関と連携を図ることが重要である。具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援センター、障害児入所施設、就学前の支援機関、その他の医療や福祉、保健の関係機関など、早期からの教育・支援を行っている機関と連携し、次のような取組を行うことによって、相談の対象となる子供の把握が円滑にできるようになると考えられる。

- ・ 早期からの教育・支援を行っている機関への就学に関する情報の提供
- ・ 早期からの教育・支援を行っている機関を通じた、本人及び保護者への教育相談に関する情報の提供
- ・ 早期からの教育・支援を行っている機関を通じた、本人及び保護者への特別な支援に関する研修の機会の提供
- ・ 早期からの教育・支援を行っている機関における個別の支援計画の作成への参画
- ・ 早期からの教育・支援を行っている機関におけるケース会議への参加
- ・ 市町村教育委員会や学校等が行う教育相談や支援の提供

なお、保健所、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、発達障害者支援センター等での相談が、その先の支援につながるように、日ごろから教育委員会は、関係機関や学校と連携した相談・支援のネットワークを構築しておくことが必要である。特に、認定こども園・幼稚園・保育所等の就学前の関係機関に関わっていない子供や、現段階では早期からの支援の対象となっていない子供も存在することを踏まえ、市町村教育委員会は、障害のある子供やその保護者に関与する機会のある地域の保健や医療、福祉におけるネットワークを通じて情報の把握に努める必要がある。

(4) 早期からの就学に関する事前の教育相談（本人及び保護者面談を含む）

① 早期からの就学に関する事前の教育相談に求められる役割

就学に関する事前の教育相談は、できる限り早期から行っていくことが重要である。就学に関する事前の教育相談に求められる役割には、以下のような支援が考えられる。

- ・ 本人及び保護者の障害等への理解に関すること
- ・ 保護者が障害のある子供との関わり方を学ぶことで良好な親子関係の形成に関すること
- ・ 乳幼児期の発達を促すような関わり方に関すること
- ・ 障害による学習上又は生活上の困難を改善するための本人及び保護者の関わり方に関すること
- ・ 学校における特別支援教育についての情報提供に関すること

② 早期からの就学に関する事前の教育相談の機会

本人及び保護者に対する就学に関する事前の教育相談の機会には、次のようなケースが考えられる。

- ・ 市町村教育委員会や教育センター等で常設されているケース
- ・ 就学に関する説明会・研修会や健康診断の機会に設けられるケース
- ・ 市町村教育委員会の就学担当者が、障害のある子供が通園・通所する認定こども園・幼稚園・保育所等を訪問し、子供の様子を観察したり、必要に応じて保護者面談をしたりするケース
- ・ 本人及び保護者が、就学を希望する学校を訪問し、いくつかの学びの場の授業を見学したり体験入学をしたりする中で、対象となる子供の様子を観察したり、必要に応じて学校の管理職等と保護者面談をしたりするケース

就学に関する事前の教育相談においては、本人及び保護者の疑問に答えたり、悩みを聞いたりするとともに、「子供の可能性を最大限に伸ばせる教育の場に関する正確な情報」を理解してもらうことが特に重要である。このため、教育相談の初期段階においては、相談担当者は、本人及び保護者に対し、その子供にとって「今、どのような学びが必要であるか」が認識できるように、対象となる子供の教育的ニーズを整理するために必要な観点等を十分に理解して対応することが必要になる。

なお、愛知県でも、以下の教育相談を実施している。

- ・ 「特別支援教育相談」：愛知県総合教育センターにて、常設する
- ・ 「早期教育相談」：県内各教育事務所にて、7～8月に実施する
- ・ 「特別支援学校における教育相談」：県内各校にて随時実施する

③ 早期からの就学に関する事前の教育相談における留意事項

就学に関する事前の教育相談を進めるに当たっては、多くの保護者は我が子の障害にとまどいを感じ、不安を抱いている時期でもあることから、保護者の気持ちを十分にくみ取り、方向を指し示すというよりも、保護者の伴走者として対応し、子供の将来について話し合うという教育相談を行うことが大切である。

そこで、就学に関する事前の教育相談においては、教育委員会等が用意している個別の教育支援計画などを活用するなどして、子供一人一人の教育的ニーズを整理し、短期的な目標、長期的な目標を明確にしていきながら、家庭や学校等で取り組む内容の優先順位を保護者と共有していくとともに、子供の成長を確かめ合い、共に喜べるような関わりを工夫し継続することが重要である。

また、保護者との面談は、相談担当者と保護者が就学について直接かつ詳細な意見交換を行う場であり、就学先決定等の一連のプロセスを円滑に進める上で重要な役割を有している。なお、保護者との面談については、文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引き（令和3年6月）」の20ページ解説を参照する。

(5) 対象となる子供の行動等の観察

教育相談や学校見学、体験入学の際に、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを整理し、必要な支援の内容を検討する上で、実際の子供の活動場面の行動等を観察することは欠かせない。この場合においては、市町村教育委員会の相談担当者のほか、就学先として想定される教育機関で行う教育をよく知る者（新小学1年生の場合には、小学校や特別支援学校小学部の担当者、又は特別支援教育コーディネーター）が、その子供の実際の活動場面を観察して障害の状態等を把握するとともに、成長・発達のために必要な指導すべき課題等から 教育的ニーズを考察することなどが大切である。

活動場面の行動等を観察する方法としては、以下の方法などを工夫して行うことが望まれる。

- ・ 巡回相談や特別支援学校のセンター的機能による地域支援などに併せて行う方法
- ・ 子供が通園・通所・通学する就学前の支援機関、放課後等デイサービス等の放課後支援機関等に観察する相談担当者が出向く方法

その際には、以下の点に留意する必要がある。

- ① 子供との直接的な関わりを大切にする
- ② 子供の可能性を探る視点をもつ
- ③ 複数の視点から観察する
- ④ 事前の情報収集を大切にする

(6) 学校見学や体験入学の実施

① 学校見学

学校を案内する場合には、特に保護者の学校教育に対する期待を十分に理解し、見学場面における学習のねらいや次にどのような学習内容に発展していくのか、また、個に応じた指導の在り方や教育上の合理的配慮などについても、具体的に分かりやすく説明することが大切である。

また、子供が就学する場合には、学校における多様な学びの場において、どのような適切な指導や必要な支援を受けることができるのか、さらに、多様な学びの場を活用した成長事例が分かりやすい形で情報提供されることも重要である。特に、小中学校等への就学を考える際には、通常の学級、通級による指導、特別支援学級などの多様な学びの場があることについて、保護者が自然に理解を深められるよう、留意していくことが重要である。

学校見学の実施に当たっては、いくつかの就学先となり得る学校や学びの場の見学の機会を設けることで、保護者が、学校の就学先決定に対する幅広い視点をもてるような機会となるように努める必要がある。

学校見学の終了後において、市町村教育委員会の就学担当者は、見学した学校や学びの場に関する保護者や本人の疑問や感想を確認し、今後の教育相談の進め方や手続き等について説明することが必要である。その際、型通りに進めることなく、保護者の意向を十分に把握しながら計画することが大切である。

② 体験入学

体験入学は、子供が、就学先となり得る学校や学びの場の日課に沿って実際に授業に参加し、学習活動を体験する機会として実施するものである。保護者にとっては、自分の子供が実際に授業に参加している姿を見学してもらうことにより、子供の自立と社会参加を見据えて、その時点で本人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場であるかどうかについて、具体的かつより客観的に知る機会となる。

学校は、体験入学を実施するに当たって、その趣旨について学校全体の共通理解を図ったり、教育委員会と連携したりして組織的に行うことが必要である。

(7) 先輩の保護者や障害当事者等の経験に学ぶ機会の設定

既に就学している子供の保護者や障害当事者の体験を聞く機会を設けたり、就学に関する体験談をまとめた資料を活用したりすることは、就学以降の成長の見通しをもつことを可能とし就学について考える本人及び保護者にとって有益な機会となりうる。加えて本人及び保護者ばかりでなく、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係者に対しても、就学に対する理解啓発を図ることにつながる。

3 就学に関する事前相談・支援を通じた情報の整理・共有

市町村教育委員会は、具体的な就学先決定等の検討に着実につなげる観点から、これまでの就学に関する事前の相談・支援で得られた情報を適切に整理しておく必要がある。さらに、こうして就学に関する事前の相談・支援を通じて整理した情報や課題等については、保護者と共有していくことが必要である。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定のプロセス

「障害のある子供の教育支援の手引」25 ページ～42 ページ

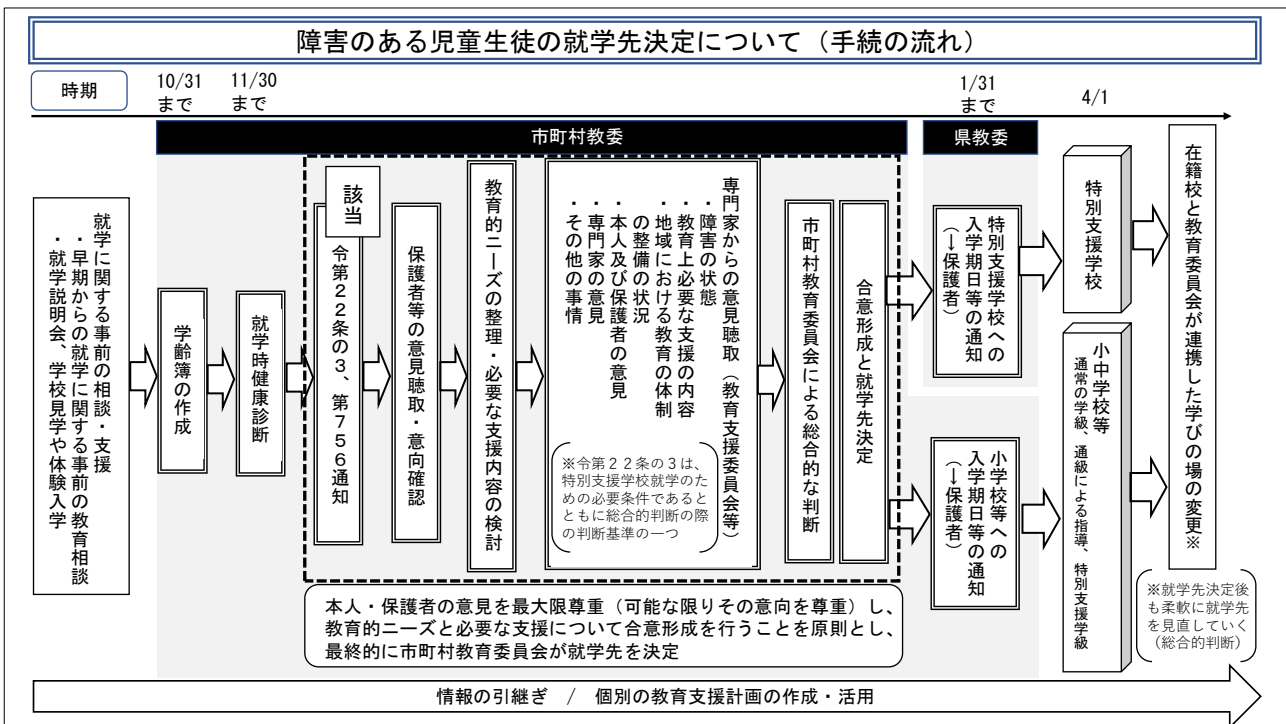
1 就学義務と就学先決定の仕組みについて

(1) 就学義務

保護者は、その保護する子女を、満6歳に達した日の翌日以後の最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの9年間、小学校・中学校（義務教育学校や中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ）又は特別支援学校の小学部・中学部に就学させる義務を負っている。この義務に基づく必要な手続に関しては、学校教育法施行令に定められている。

なお、学校教育法においては、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、就学義務を猶予又は免除することができる旨が規定されているが、これは就学義務の例外的措置として扱われるべきものである。

(2) 就学先の決定の仕組み



2 市町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

市町村教育委員会は、障害のある子供の障害の状態等の整理や、これまでの就学に関する事前の相談・支援として行われる様々な活動を通じて整理された子供の課題、本人及び保護者の意向等の結果を踏まえ、対象となる子供の教育的ニーズと必要な支援の内容を検討し、本人及び保護者や学校等との合意形成を進めながら、最終的には市町村教育委員会が、法令に基づき、就学先を決定することとなる。

(1) 教育的ニーズの整理

教育的ニーズを整理する際に把握する情報としては、三つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）とそれぞれの下位項目として示している具体的な視点を踏まえて整理することが重要である。なお、それぞれの観点・視点に関する具体的な内容については「第3編 障害の状態等に応じた教育的対応」を参照にする。

(2) 特別支援学級と通級による指導について

小中学校等における教育により、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる場合には、就学先として小中学校等を検討することとなる。その場合の学びの場の形態としては、通常の学級における指導、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級における指導の三つがある。通常の学級における指導や、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導を行うことで、子供一人一人の教育的ニーズに応じた十分な指導を提供できる場合には、いずれか

を選択し、また、通級による指導だけでは特別な指導を十分に行うことが難しい場合には、特別支援学級における少人数の学級編成によるよりきめ細かい指導を選択することとなる。子供一人一人の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討を踏まえて、対象となる子供一人一人にとって、どの学びの場の形態が最も適切かどうかを検討していくことが大切である。

(3) 医療的ケアの必要な子供について

医療的ケアの必要な子供については、「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長）と別冊「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を参考にする。

(4) 障害のある外国人の子供について

障害のある外国人の子供については、「外国人の子供の就学の促進及び就学状況等の把握等について（通知）」（平成31年3月15日付け30文科教第582号文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長）を踏まえることが必要である。

3 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取

市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会等にそれぞれの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行うことが必要である。なお、専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断に資するように実施されるものであり、就学先を決定するのは、教育支援委員会等ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意することが必要である。

なお、教育支援委員会等を起点に、特別支援学校又は小中学校等という障害のある子供の就学先のみを検討するだけではなく、小中学校に就学する場合、通常の学級における指導、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級における指導のいずれがふさわしいかについても様々な関係者が多角的、客観的に検討することが必要である。

4 市町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定

就学先の学校や学びの場の決定の仕組みにおいて、最も重要なプロセスの一つが、本人及び保護者と学校、学校の設置者である教育委員会との合意形成である。

よって、市町村教育委員会が総合的に判断した就学先の学校や学びの場については、本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、対象となる子供一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえていることについて、本人及び保護者、学校等に対して十分な説明と合意形成を図った上で、最終的に市町村教育委員会において決定することが適当である。

なお、特別支援学校に就学する場合は、居住する地域から離れた特別支援学校に通学することにより、居住する地域とのつながりをもちにくい場合があるため、居住地にある小中学校等との交流及び共同学習の積極的な実施に向け、あらかじめ本人及び保護者の意向を確認することも進めておくことが重要である。

本人及び保護者と市町村教育委員会や学校間で就学先となる学校や学びの場について合意形成が図られた後、最終的には市町村教育委員会が、子供の就学先を決定する。その後、これに関する通知を发出する。

当然のことながら、就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を发出することがあってはならない。

市町村教育委員会は、就学に関して本人及び保護者と合意形成のプロセスを丁寧に行うことにより、意見が一致するように努めることが望ましい。しかしながら、それでも意見が一致しない場合が起こり得るため、市町村教育委員会の判断の妥当性を市町村教育委員会以外の者が評価することで、意見の調整が可能になる場合もあり、あらかじめ、市町村教育委員会がこうした意見を調整するためのプロセスを明確化し、本人及び保護者に示しておくことが望ましい。例えば、本人及び保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、愛知県教育委員会による市町村教育委員会に対する指導・助言の一環として、愛知県教育支援委員会に第三者的な有識者を加えて、意見の調整の場として活用することも考えられる。より実践的な方法として、就学に当たっての課題を明確にした上で体験入学を実施し、一定期間の体験入学の後に、再び就学先となる学校や学びの場についての検討の場をもつことなども考えられる。

5 情報の引継ぎ

(1) 個別の教育支援計画等の作成

個別の教育支援計画については、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成30年8月27日付け30文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）が発出されており、その作成にあたっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることが学校教育法施行規則に明記されている。

(2) 個別の教育支援計画の活用方法や盛り込まれるべきもの

国からは、「個別の教育支援計画の参考様式について（事務連絡）」（令和3年6月30日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）が発出されており、これを参考とし、各学校や市町村において定めている「個別の教育支援計画」の様式を、可能な限り域内においてより標準化し、充実する方向で活用し、担任や学校等が変わっても、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の提供が、切れ目なく確実に引き継がれるよう努めていくことが重要である。

(3) 個別の教育支援計画の作成過程における留意点

個別の教育支援計画の作成には、専門機関等の関係者や保護者も参画して、就学時点における支援だけでなく、その子供に対する長期的な展望に立った支援の方針や方向性に対する共通理解を得ながら作成されるものとなるように共通認識が醸成されることが期待される。

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス

「障害のある子供の教育支援の手引」42ページ～52ページ

1 基本的な考え方

就学時に、小学校段階6年間、中学校段階3年間の学校や学びの場が固定されてしまうわけではない。子供一人一人の発達の種類、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数等を勘案しながら、学びの場の変更や転学ができることを、保護者を含めた全ての関係者の共通理解とすることが重要である。その上で、市町村教育委員会が定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を適切に評価しながら、対象となる子供の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認し、必要に応じて教育支援委員会等の助言を得つつ、就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しに努めていく必要がある。

2 個に応じた適切な指導の充実

障害のある子供一人一人に応じた適切な指導を充実させるためには、各学校や学びの場で編成されている教育課程を踏まえ、個別の指導計画を作成し、各教科等の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、適切かつきめ細やかに指導することが必要である。

個別の指導計画は、学習指導要領において、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校での作成が義務付けられている。

この個別の指導計画に基づいて、障害のある子供に対する各教科や自立活動等の指導が行われるが、子供一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえた適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものである。したがって、個別の指導計画の計画（P）実践（D）評価（C）改善（A）のサイクルにおいて、学習状況や結果を適宜、適切に確認して評価を行い、それを踏まえた必要な改善を行うことが大切である。

3 継続的な教育相談の実施

子供の教育的ニーズの変化に応じた適切な教育を行うためには、就学時のみならず就学後も引き続き、保護者との教育相談を行う必要がある。ただし、継続的に教育相談を行うことが、保護者によっては精神的あるいは生活上の負担と受け止められる場合もあることから、これらの相談は、保護者を説得するためのものではなく、子供の成長を確認し、喜び合うものであるという認識が共有されるように努める必要がある。

4 学びの場の見直しに当たっての本人及び保護者との合意形成

～学びの場の変更の取組例～

文部科学省発行の「障害のある子供の教育支援の手引」の46ページから52ページに、特別支援学級から通級による指導への学びの場の変更や、通級による指導の終了による通常の学級での教育上の合理的配慮を含む必要な支援の充実など、以下の6例の多様な学びの場の連続性についての取組例が示されているので、参考にとするとよい。

- ① 通常の学級における指導から通級による指導を加えた学びの場への変更
- ② 通級による指導の終了から通常の学級における指導への学びの場の変更
- ③ 特別支援学級から通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた学びの場への変更
- ④ 小学校（特別支援学級）から特別支援学校への進学
- ⑤ 特別支援学校から小学校（通常の学級）への転学
- ⑥ 小学校（通常の学級）から特別支援学校への転学

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

「障害のある子供の教育支援の手引」52ページ～56ページ

障害のある子供の教育的ニーズや、その保護者の願いなどに対して適切な相談・支援を行っていくためには、多分野・多職種によるライフステージを見通した総合的な評価と多様な支援が一体的かつ継続的に用意されていなければならない。

そのため、単独の機関による取組では限界があるため、地域に多分野・多職種による支援ネットワークを構築し、ネットワークにより障害の子供やその保護者を支援していくことが必要である。

現在、障害のある子供やその保護者への支援に関しては、大きく「教育委員会を中心とした教育分野のネットワーク」と「地域自立支援協議会を中心とした保健医療福祉分野のネットワーク」がある。

1 教育分野のネットワーク

本県では、有識者等で委員を構成する「愛知県特別支援教育連携協議会」を年2回行っている。また、すべての市町村において同様の機能を有する協議会等が設置されている。

2 保健医療福祉分野のネットワーク

本県では、有識者等で委員を構成する「愛知県障害者自立支援協議会」を年2回行っている。また、すべての市町村において障害者自立支援協議会が設置されている。

3 組織体制や連携の工夫

教育分野と福祉分野それぞれに地域におけるネットワークを構築することが求められている。地域によっては、どちらかの分野が先行してネットワークを構築している場合や、教育と福祉のネットワークがそれぞれあるが、対象エリアが市町村と圏域などと異なっている場合もあると考えられる。

それぞれが教育と福祉、その他関係分野が連携して支援体制を構築することを目的としており、構成メンバーや協議事項も重複することが予想されるので、今後、地域の実情に応じて、組織体制を一本化したり、連携の在り方をルール化したりするなどの工夫が必要である。

4 ネットワークを活用した教育相談担当者、就学事務担当者等の資質向上

教育相談体制の充実を図るため、特別支援教育について豊かな経験と知識を有する退職教職員で保護者に寄り添えるような人材を教育相談担当者として活用したり、教育相談担当者の研修を充実したりするとともに、心理学、医学等関係分野の専門家の助言や支援を受けるなどの取組に努めることが望ましい。

障害のある子供の教育に当たっては、その障害の状態等に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、子供一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要である。このため、就学先の決定に当たっては、早期からの相談を行い、子供の可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、モデルプロセスにおける就学先の検討に先だつた保護者からの意見聴取と意向確認のための就学相談を実施した上で、子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援の内容を整理し、教育支援委員会等による専門家の意見聴取を踏まえ、総合的な判断をすることが重要である。

障害のある子供の就学先決定に至るまでには、教育委員会担当者、教育や保育の担当者、保健・福祉の担当者、医療担当者等多くの関係者が関わることになり、かつ、これらの関係者が相互に密接な連携を図ることが必要となる。

よって、就学先決定までのプロセスに関わる者は、障害のある子供が自己の可能性を伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」培うための大切なスタートを担っているという自覚を強くもつことが必要である。そこで、市町村教育委員会においては、愛知県教育委員会等と連携して、担当者の資質向上のための研修機会を充実するなどの取組が期待される。

1 保護者支援におけるカウンセリングマインドの発揮

我が子に障害があると判断され、そのことが初めて伝えられたとき、多くの保護者が動揺を見せる。また、医学・生理学的検査で短期的に診断が確定する障害と、継続的な心理学的検査で一定の期間において診断（判断）される障害と、ある程度成長した後に顕在化する障害とでは、保護者の障害の理解へのプロセスが異なることが予想される。

保護者によっては、障害の理解や受容にかなりの時間を要する場合もあり、いずれにせよ、保護者一人一人の心理状態をよく理解した上で、長期的できめ細やかな対応が望まれる。

したがって、教育相談担当者は、このような保護者の心情や、子供の現在までの治療・療育歴、育児等の経過について傾聴するとともに、共感的理解に努め、保護者との信頼関係を築きながら、温かい人間関係の中で相談に当たることが大切である。保護者とその心の葛藤を克服し、解決への努力を続け、やがて子供の障害を理解していくには、相談者が果たす援助者としての役割は非常に重要である。また、保護者が、「これまでの養育が悪かったと、自分が責められるのではないか」等の不安を感じつつ、相談に臨んでくるような場合もある。

よって、教育相談においては、障害の有無や原因を見つけるのではなく、保護者の抱えている悩みを受け止めるという姿勢が必要である。そのためには、子供の障害やできないこと、問題となる行動にばかり目を向けるのではなく、子供ができるようになったこと、得意なことや好きなことを見つけたり、保護者がうまく関わっている点などを評価したりするなどして、保護者の不安を和らげることに配慮することが大切である。

また、教育相談は、その後の適切な教育・支援のための方向性を話し合うことが目的であり、子供の可能性を最大限伸長させるための教育的対応の在り方や家庭での支援について、地域や学校における基礎的環境整備の状況や提供可能な合理的配慮の内容を踏まえ、保護者とともに合意形成を図っていくことが求められる。保護者には、早期から養育や教育について様々な機関において相談し、助言を得ながらも、なお悩みや不安を解決できない場合がある。そのような保護者の悩みや不安に応えるためには、教育、医療、福祉、保健等の専門家や専門機関による適切な教育相談の体制を整える必要がある。このため、教育委員会においては特別支援連携協議会等を有効に活用し、専門家チーム等による教育相談体制を整備するとともに、特別支援学校のセンター的機能及び小中学校等の特別支援学級等における教育相談機能の充実を図ることが必要である。また、必要に応じ、児童相談所、障害児通所支援事業所等の関連機関との連携・協力を図っていくことも重要である。

2 実態の的確な把握（アセスメント）のための連携

障害のある子供一人一人の教育的ニーズや必要な支援の内容を、複数の担当者で検討したり、実態の的確な把握（アセスメント）や個別の教育支援計画等を作成するために専門家等の活用を図ったりするなど、具体的な対応を組織的に進めることが大切である。その際、留意すべきことは、学校教育における適切な指導及び必要な支援は教師が責任をもって計画し実施するものであり、外部の専門家の指導に委ねてしまうことのないようにすることである。

3 関係者に求められること

(1) 乳児期・幼児期の保育担当者に求められること

個別の教育支援計画等の作成を通して、実態の的確な把握（アセスメント）や必要な支援の内容を複数の担当者で検討したり、よりよい個別の教育支援計画等を作るために専門家等の活用を図ったりするなどして、具体的な対応を組織的に進めることが大切である。なお、子供の実態の的確な把握については、保護者との信頼関係作りの取組を通じて、家庭での気付きも大切にしながら情報を保護者と共有し、特別な支援を必要とすることについて、保護者の理解を得ることが大切である。

(2) 関係機関の相談担当者に求められること

子供が必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、保護者や担任等、子供の支援を実施する者からの相談を継続的に受けるとともに、活動場面の観察や検査等を行い、子供の状態を的確に把握する役割を担う。

保護者に対しては、障害の状態等の説明だけではなく、以前と比較して成長したところや改善されたところを伝えることが重要である。また、家庭で実行できるような配慮事項を具体的に伝え、保護者が子供の状態を正しく理解し、子育てに意欲的に取り組むことができるように助言することが大切である。この際、相談担当者には、観察や検査から得られる実態把握だけではなく、子供の家庭環境、居住地域の環境、就学するかもしれない学校の規模や教育内容等、総合的な情報を加味した助言を行うことが求められている。

相談担当者は、障害がある子供の保護者にとって、教育だけでなく、むしろ幅広く「子育て」という視点で、我が子の指導や支援についてのアドバイスを与えてくれる存在でもあり、そのため、相談担当者自身が、日頃から学校や教育委員会と連携し、最新の情報を把握しておくことが大切である。

(3) 医療・福祉・保健担当者（保健師等）に求められること

保健所、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、発達障害者支援センター等の担当者も障害のある子供についての相談に応じることになるが、相談がその先の教育支援につながるよう関係機関との連携を図ることが喫緊の課題である。市町村に設置されている特別支援連携協議会等を有効に活用し、障害のある子供の情報を共有し、地域で子供を支えていくという体制作りをすることが大切である。

(4) 学校関係者に求められること

小中学校等及び特別支援学校についても、就学前からの支援を受け継ぐ機関として、障害のある子供への教育支援に対し、幅広く関与していく姿勢が求められる。また、障害のある子供への義務教育の実施を担当する責任はもちろん、就学後における障害の状態等の変化に対しても、各学校の関係者が主体的に子供の教育的ニーズの変化の把握等のフォローを行っていく必要がある。

これらの前提として、全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に、発達障害に関する一定の知識・技能は、多くの小中学校等の通常の学級に発達障害の可能性のある子供の多くが在籍していることから、必須である。また、特別支援学校については、小中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある子供への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある子供への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有しており、その一層の充実を図るとともに、更なる専門性の向上に取り組む必要がある。

※なお、「障害のある子供の教育支援の手引」375 ページから 377 ページに「教育委員会の取組」をまとめた資料があるので、参考とするとよい。次ページ以降に掲載する。

障害のある子供の学びの場の決定について —教育委員会の取組—

早期からの就学に関する事前の教育相談(本人及び保護者面談を含む)

市区町村教育委員会

【就学前からの健康診査との連携】

- ・ 1歳6か月健診、3歳児健診
- ・ 自治体によっては5歳児健診も活用可能

【就学に関する事前の相談・支援】

- ・ 本人及び保護者への十分な情報提供、啓発資料の作成と活用
- ・ 就学説明会の実施
- ・ 障害のある子供の早期発見と早期支援
- ・ 個別の教育支援計画の活用による支援
- ・ 早期からの就学に関する事前の教育相談(本人及び保護者面談を含む)
- ・ 対象となる子供の行動等の観察
- ・ 学校見学や体験入学の実施
- ・ 先輩の保護者や障害当事者等の経験に学ぶ機会の設定 等

【就学に関する事前の相談・支援を通じた情報の整理・共有】

- ・ 個別の教育支援計画の作成の開始

障害のある子供の学びの場の決定について —教育委員会の取組—

法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス

市区町村教育委員会

- 10月1日時点の学齢簿を作成(10/31まで)
- 就学時健康診断(11/30まで)
- 就学先の検討に先立って、保護者等からの意見聴取・意向確認のための就学相談
- 教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討
 - ・ 教育的ニーズを整理する際の3観点(障害の状態等、特別な指導内容、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)

市区町村教育委員会

教育支援委員会等(市区町村教育委員会)による専門家からの意見聴取

- 令第22条の3及び第756号通知の障害の状態等に該当する子供の就学先となる学校や学びの場を検討。
 - 【検討すべき総合的な観点】
 - ・ 障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見(可能な限り意向を尊重)、専門家の意見、その他の状況
- 保護者との合意形成に努める。 ※ 合意形成に至らない場合は調整が必要

市区町村教育委員会

- 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取を踏まえ、市区町村教育委員会が総合的に判断し、最終的な決定を行う。
 - ※ 22条の3該当か否か及び、どの学校や学びの場であるか。

➤ 22条の3非該当及び22条の3該当で、認定特別支援学校就学者ではないとされた場合

- ・ 市区町村教委において具体的な学びの場(通常の学級、通級による指導、特別支援学級)をさらに検討。

- 22条の3該当で、認定特別支援学校就学者とされた場合
 - ・ 市区町村教委から都道府県教委に対し、認定特別支援学校就学者であることの報告(12月末まで)

都道府県・市区町村教育委員会

- 保護者に対し、入学期日等の通知(1月末まで)
 - ・ 地域の学校の場合、市町村→保護者(通常の学級、通級による指導、特別支援学級)
 - ・ 特別支援学校の場合、県→保護者(学齢簿には副次的な籍を記載)

障害のある子供の学びの場の決定について —教育委員会の取組—

入学前後の支援

都道府県・市区町村教育委員会

- 【入学に至るまでの様々な教育相談・移行支援】
- ・ 情報の引継ぎ(個別の教育支援計画の作成等)

入学

- 【就学後の学びの場の柔軟な見直し】
- ・ 個に応じた適切な指導の充実
 - ・ 子供の教育的ニーズの変化の的確な把握
 - ・ 継続的な教育相談の実施
 - ・ 在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更
 - ・ 関係者会議などを通し、子供の教育的ニーズと必要な支援の内容を検討し、就学先等を柔軟に見直す(総合的判断)
 - ・ 学びの場の見直しに当たっての本人及び保護者との合意形成